

岩手県に法人県民税・法人事業税、特別法人事業税の申告を行う法人の方へ

【令和8年4月から】

県税の法人課税業務を集約しました。

法人県民税・法人事業税、特別法人事業税の課税業務については、県内の主たる事務所等の所在地を管轄する各県税公所（下図①～⑨）で行っておりましたが、令和8年4月から、県税組織の再編に伴い、盛岡地区合同庁舎内に新設した「岩手県県税センター」（下図⑩）に集約しました。

なお、令和8年4月からは、下図①～⑨の各県税公所では法人課税業務を行いませんが、窓口納付、納税証明書の発行及び納税相談については、引き続き受付をします。

県内の主たる事務所等の所在地	申告書等の提出・お問い合わせ先	
	令和8年3月まで (③④⑥⑦⑨)下段：令和8年4月以降の新名称)	令和8年4月から
盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町	① 盛岡広域振興局県税部 (Tel) 019-629-6541	【集約後・新設】 岩手県県税センター 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 3階 (Tel) 019-629-6535 ※ 詳細は下記ホームページを御確認ください。  岩手県県税ホームページ「けんぜいねっと」 https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/gaiyou/houjin/1094231.html
奥州市・金ケ崎町	② 県南広域振興局県税部 (Tel) 0197-22-2821	
花巻市・遠野市・北上市・西和賀町	③ (旧) 県南広域振興局県税部 花巻県税センター (新) 県南広域振興局県税部 花巻市駐在 (Tel) 0198-22-4912	
一関市・平泉町	④ (旧) 県南広域振興局県税部 一関県税センター (新) 県南広域振興局県税部 一関市駐在 (Tel) 0191-26-1420	
釜石市・大槌町	⑤ 沿岸広域振興局県税室 (Tel) 0193-25-2703	
宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村	⑥ (旧) 沿岸広域振興局 宮古地域振興センター県税室 (新) 沿岸広域振興局県税室 宮古市駐在 (Tel) 0193-64-2212	
大船渡市・陸前高田市・住田町	⑦ (旧) 沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター県税室 (新) 沿岸広域振興局県税室 大船渡市駐在 (Tel) 0192-27-9912	
久慈市・洋野町・普代村・野田村	⑧ 県北広域振興局県税室 (Tel) 0194-53-4986	
二戸市・軽米町・一戸町・九戸村	⑨ (旧) 県北広域振興局 二戸地域振興センター県税室 (新) 県北広域振興局県税室 二戸市駐在 (Tel) 0195-23-9254	

令和8年4月以降のお手続きについて

◆ 各種申請・届出書、申告書等の提出（郵送可）や、申告に関するお問い合わせ・ご相談は、岩手県県税センター（⑩）へお願いします。

※ 当面の間、最寄りの県税公所（②～⑨）でも、各種申請・届出書、申告書等の受付を行います。

なお、申告相談等については電話等により岩手県県税センター（⑩）へおつながりする場合があります。

◆ 窓口納付、納税証明書の発行及び納税相談は、これまでどおり各県税公所（①～⑨）で行います。

※ 岩手県県税センター（⑩）では対応できません。

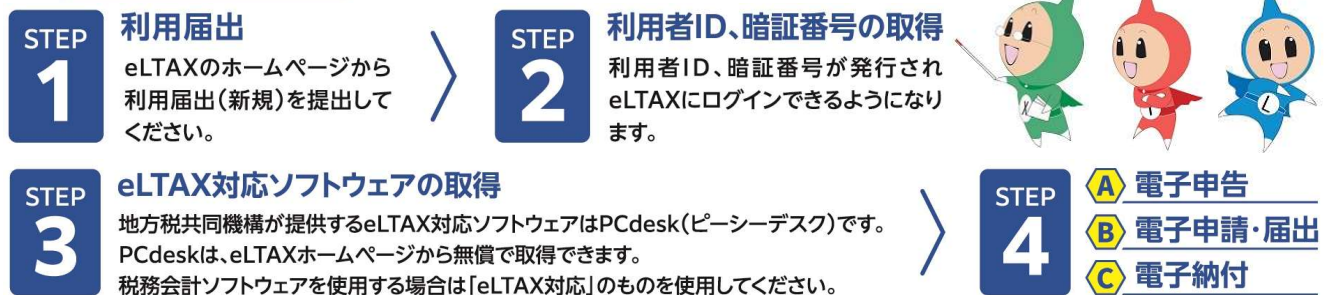
◆ 電子申請・電子申告（eL TAX）の利用届出については、提出先に岩手県県税センター（⑩）を選択していただきますようお願いいたします。

※ 令和8年3月までに各県税公所（①～⑨）を選択のうえ利用届出を提出いただき、かつ審査が完了していた場合は、提出先を岩手県県税センター（⑩）へ自動変換しております。

eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続(申告・申請・納付など)を行うことができる地方税のポータルシステムです。
オフィスや自宅のパソコンから簡単・便利に地方税の手続ができます。



ご利用の流れ



A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

利用可能な主な税目

- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 事業所税
- 特別法人事業税(地方法人特別税)
- 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産、大規模償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード、ダイレクト納付(口座振替)、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

利用可能な手続

- 申告手続に関連した納付手続
- ※ 地方団体から届く納付書で納付するものを除く

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

利用可能な手続

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。(※)

(※) 利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

エルタックス



ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>

